

消費者問題に関する特別委員会 （平成 25 年 11 月 29 日（金））

○委員長（寺田典城君） ただいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律案を議題とし、参考人の方々から御意見を伺います。

本日は、本案の審査のため、参考人として特定非営利活動法人消費者機構日本専務理事磯辺浩一君、一般社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長土屋達朗君及び慶應義塾大学大学院法務研究科教授兼法学部教授三木浩一君に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々一言御挨拶申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

（参考人ご意見略）

○委員長（寺田典城君） ありがとうございます。

以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○太田房江君 ありがとうございます。

自由民主党の太田房江でございます。消費者特において初めての質問をさせていただきます。ありがとうございます。

そしてまた、今日は、磯辺様、土屋様、三木様、大変お忙しいところ、三人の参考人の皆様方、お運びいただきまして、ありがとうございます。時間が限られておりますので、早速本題に入らせていただきます。

私も消費者行政を旧通産省で担当したことがある身として申し上げますと、消費者行政の基本的な考え方、これは、まず被害は発生させない、もし発生したら拡大させない、それでも被害は根絶できない、だから被害を救済する、こういうことであろうかと思えます。そして、この法案は、この基本的な考え方に沿って消費者行政を更に一歩進めるものでありまして、画期的なものであると考えております。

私は、先ほど申し上げましたように、旧通産省で二度消費者行政を担当させていただきましたけれども、そして平成12年に成立をいたしました消費者契約法の制定にもかかわらせていただきましたけれども、先般、森大臣が趣旨説明の中でも言及されましたとおり、消費者と事業者との間には契約の締結や取引に関し

て構造的な情報の質や量そして交渉力の格差が存在いたします。その格差を埋めるために重要な役割を果たす主体として適格消費者団体が存在をすると、こういうことだと思えます。

平成十八年には消費者契約法が改正をされまして、適格消費者団体による差止め制度が、先ほど御説明のあったとおり、できました。そして、今回の法案では、それをさらに特定適格消費者団体として認定をし、これがこの法案の中で重要な役割を果たしながら、画期的な裁判手続であります二段階型の訴訟制度というものを創設しようとしているわけであります。

そこで、質問に入らせていただきます。まず、土屋参考人にお伺いをしたいと存じます。

経団連を始め主な経済団体は、当初、この法案に対して、クラスアクションになる可能性がある、あるいは乱訴の危険性があるなどの点を指摘されまして、制度の設計や運用次第では健全な事業活動を萎縮させることになりかねないということ懸念として示しておられましたし、本日の御発言においても特に中小企業への影響を指摘されるなど、その懸念はいまだ大きく残っているというふうに御発言をされたと思えます。

衆議院の方の修正案におきましては、特定適格消費者団体による権限濫用の防止策を検討するということが附則の第三条に盛り込まれたところでございます。私は今日、この具体的な検討においてどういう点について検討されるべきかということをお尋ねしようと思っていたんですけれども、先ほど随分この点について言及が詳しくございました。

それで、私ちょっと思ったんですけれども、3月15日時点での大変慎重審議を要請するペーパー、このときはどちらかという懸念の方がずっと大きかったと思えますけれども、その後、本日のペーパーでは一番目に、こういう法律も重要である、大分乱訴の危険性は減ぜられてきたということがまず最初であって、その後で、特定適格消費者団体に対して、私から今お聞きした限りでは相当な縛りになるであろういろいろな点の御指摘がございました。

そこで、3月の時点と本日の時点で、何か中小企業を含めて状況の変化があった、状況の変化といいましょうか、いろいろな御発言が引き続いてあったのか、あるいはまた、それがないとすれば、状況の変化がないとすれば、先ほどおっしゃった点の中で、特にこれだけは必ず附則第三条に盛り込んでいただきたいということについて、必要最小限と申し上げるとあれですが、必要十分な観点から何を御指摘になるのか、教えていただきたいと存じます。

○参考人（土屋達朗君） 土屋でございます。

まず、衆議院におけます修正によりまして、第三条でございますけれども、事業者の事業活動に不当な影響を及ぼさないようにするための方策について検討することとされたことにつきましては、大変高く評価するところでございます。

それから、先生の御質問で、三月の時点と今で何か変わったかというところでございますけれども、まず基本的な団体のスタンスとしては変わっておりません。ただ、変わっていない中で、こういった附則三条の修正が加えられたこと、それから経過措置が加えられたこと、これは大変有り難いものだと思っております。そうした中で、特にお願いをしたいというのが先ほど申し上げた点でございます。

今後、消費者庁におかれまして特定適格消費者団体に対する監督指針を検討されていくと思っておりますけれども、こういったものの中で、その運用についてしっかり懸念を払拭させていただくようにしていただければと思っております。

もう一回、繰り返しになりますけれども、三点ございます。

一つは、自主回収を行っているような場合に本制度の訴訟が提起されないようにお願いをしたいということでございます。

それから二点目は、先ほど申しましたように、瑕疵担保の問題でございます。もう、ほんのごく一部、大量に製品製造している場合にごく一部の不良品が混じるということは十二分に考えられます。どれだけ努力しても難しいというところはあろうかと思っております。ほんの一部の製品の不具合でもって訴訟を提起するというようなことがありますと、本当に事業活動を萎縮させる可能性があるということでございまして、このようなこともできないようにしていただければと思っております。

それから三点目は、基本的にこちらは少額多数の方の損害を効率的に解決をするということでございますので、どのような事案が対象になるかということで、共通性、支配性、多数性ということについて具体的に定義をお願いをしたいということでございます。

○太田房江君 ありがとうございます。

次に、磯辺参考人にお伺いをしたいと思います。

乱訴を防止するという観点からは、特定適格消費者団体が一段階目の訴訟を提起するに際してどういうメルクマールでそれを決定するかということが一つのポイントになると思います。そこで、一段階目の訴訟を提起するに当たってどのような点を考慮し、検討することになると思われるか、お教えてください。

○参考人（磯辺浩一君） この制度では、共通原因で相当多数にわたって発生しているものが対象の事案となりますし、二段階目の審理において、非常に個別事情があって審理が複雑になるものはその対象にはならないということが定められ

ているわけですので、この要件をきちんと満たし得るかどうかというのを実情に照らして把握していくということになるかと思えます。

共通原因ということになれば、例えば共通する不当な約款等が実際にあり、活用されているかどうかというふうな点を見るでしょうし、不当利得返還請求の場合、被害者の数という意味では、消費生活センター等の情報も活用しながら、一体どの程度の被害の数があるのかということ判断の材料にする、相当多数ということですから、20から30といったことを一つの判断材料にしながら対象事案を考えていく。で、被害の訴えられている内容をよく見まして、一段階目で判決を得ればその被害額というのがおおむね特定でき、簡単な手続、確認で特定できるというふうな事案を対象に進めてまいるということになるかと思えます。

○太田房江君 ありがとうございます。時間……

○委員長（寺田典城君） 太田房江君、どうぞ。

○太田房江君 ごめんなさい。時間が限られておりますので、ちょっと焦ってしまいました。済みません。

良い機会ですので、昨今の食品の偽装表示問題、これについて、土屋参考人に一言だけお願いをしたいと思います。

自民党の消費者問題調査会の席で、今回の問題がこの法案の対象事案となり得るかということ質問したところ、対象になるというふうなお答えがございましたし、これは衆議院でもそういう回答であったと思えます。ここまで問題が広がりを見せている、しかも、一流企業においてどんどん同じような問題が起こっていくという中で、私としては、経済界としてもこの機会に襟を正して的確な取引、的確な表示等が行われているのか点検する必要があると思えますし、再発防止策も設けるべきであるというふうに思えます。

この点について、時間がございませんけれども、少しだけお答えいただければ幸いです。

○委員長（寺田典城君） 時間過ぎておりますので、簡潔にお願いいたします。

○参考人（土屋達朗君） 大変残念でなりません。経団連といたしましても、今後こういってことがないように徹底をしていくということでございますけれども、先般、消費者志向経営トップセミナーというものを、消費者庁の御支援の下、開催をいたしております。経営者を始めとする三百名の企業関係者が集まって、こういってものについての注意喚起を促したということでございます。

また、森大臣からも、消費者の誤解を招くような不当な表示を根絶するように

ということで御発言をいただいておりますので、経団連の企業行動憲章の改定も来年予定をしておりますので、そういった中で取組を強化して、消費者の方々の信頼を回復してまいりたいと存じます。

○太田房江君 時間を超過して申し訳ありません。
以上で終わります。